

# アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的 実施に向けた提案

愛知県春日井市

## 1 提案の概要

春日井市役所内への「就労・生活支援相談コーナー」の設置により、本市の生活保護担当、生活困窮者自立支援担当及び母子・父子自立支援員（以下「ケースワーカー等」という。）とハローワーク春日井の就職支援ナビゲーターが連携し、就労支援等を実施する。

## 2 提案理由

平成20年秋のリーマン・ショック以降、雇用情勢が急激に悪化し、社会的に弱い立場の方々の雇用環境が一層厳しくなった。現在は少しずつ持ち直しつつあるが、依然、生活保護受給者数は増加の一途をたどっている。

現在本市では、ハローワーク春日井と連携し、月4回ハローワーク春日井の就職支援ナビゲーターによる生活保護受給者等を対象とした巡回相談を市役所内で行い、また、福祉事務所のケースワーカー等が交代でハローワーク春日井へ出向き、生活保護受給者等の職業相談に同席するなどの改善支援策を実施し、一定の成果が得られているところである。しかしながら、ハローワーク春日井は春日井市の西端に位置し、また、交通の便も悪いため、生活保護受給者等にとって利用しづらく、福祉事務所にとってもきめ細やかな就労支援が行いづらい状況にある。

こうした状況から、現在、春日井市役所本庁舎内にて実施している生活保護受給者等に関する相談窓口及び平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法に関する相談窓口に、ハローワークの職業相談、紹介等の機能を加えた就職支援窓口を設置することにより、ワンストップでの複合的なサービス提供が

可能となり、利便性の向上と同時に、支援対象者の早期の自立を目指した効率的かつ効果的な就労支援が実施できるため、本市とハローワーク春日井との一体的な事業実施を提案する。

### 3 具体的な実施内容等

#### (1) 実施方法

春日井市と愛知労働局による一体的就労支援事業運営協議会を設置するとともに、当該施設内で実施する業務内容、実施体制、連携方法等一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結し、これに基づき実施する。

#### (2) 実施内容

本市が行う生活保護受給者等に係る就労自立のための支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介等を一体的に実施する。

##### ア 春日井市の業務

本市は、生活保護受給者等に係る業務の実施に加え、ケースワーカー等による就労支援、生活相談等及び職業相談や職業紹介を行うハローワークの就職支援窓口への積極的な誘導を行う。

##### イ ハローワーク春日井の業務

ハローワーク春日井は就職支援窓口職員（就職支援ナビゲーター）を配置し、本市から依頼を行った稼働能力のある支援対象者に対して、求人情報閲覧端末の設置による求人情報の提供、キャリアカウンセリング、職業相談及び職業紹介等を行う。（担当者制による個別予約相談の実施）

##### ウ 連携して行う業務

本市とハローワーク春日井は、支援対象者に対する支援プランの策定や支援メニューの選定等を連携して行う。

#### (3) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮

者自立支援法により支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く）及びその申請中の者

(4) 実施場所

春日井市役所 本庁舎 2階（春日井市鳥居松町5丁目44番地）

(5) 実施体制

ア 職員

ハローワーク職員（就職支援ナビゲーター）2名及び春日井市職員1名

イ 機器

職業紹介端末 2台

求人情報閲覧端末 1台

(6) その他

費用負担その他事業の実施に必要な事項は、本市とハローワーク春日井の協議のうえ決定する。

4 事業開始時期

平成27年10月初旬開始予定